

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材（JMDN コード：70908000）

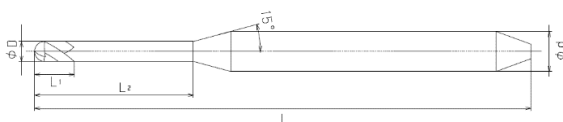
Ecuma-C-SH ミーリングバー

【禁忌・禁止】

1. 本来の目的以外で使用しないこと。
2. 注意事項を厳守の上、使用すること。
3. 本品の使用中に異常な振動や音を感じた際は、直ちに使用を中止すること。
4. 器具の形態変更や改造などはしないこと。

【形状・構造及び原理等】

1. 形状



商品コード	仕様	先端径 (D)	刃長 (L1)	首下長 (L2)	軸径 (d)	全長 (L)
ECSH-R0.3-10	R 0.3-10	0.6	0.9	10	4	50
ECSH-R0.5-12	R 0.5-12	1.0	1.5	12	4	50
ECSH-R1.0-16	R 1.0-16	2.0	4	16	4	50

3. 材質

超硬合金、ダイヤモンドコーティング（刃部コーティング）

4. 原理

歯科用 CAM マシン（歯科用旋盤機）に装着し、回転させた刃先部に歯科材料（PMMA/WAX/石膏/樹脂等）を接触させて切削・研削し、歯科用補綴を作製する。

【使用目的又は効果】

【使用方法等】

※詳細な使用方法については併用する CAD/CAM システムの取扱 説明書等を確認すること。

- 1) 本品を使用する前に、刃先部に変形や破損がない事を確認し、切削・研削加工に適した状態であることを確認する。
- 2) 歯科材料が本品での加工に適した材料であることを確認する。
- 3) 本品を歯科用 CAD/CAM システムのミリングマシーンに装着し、チャック部の緩みなどがなければ確認を行うこと。
- 4) 予備運転を行い、振れがないことを確認する。
- 5) コンピュータから加工データを送信し、歯科用切削加工材料を研削する。

【使用上の注意】

【重要な基本的注意】

- 1) 本ミリングバーは専用加工機以外には使用しないこと。
- 2) 本ミリングバーは歯科用 CAD/CAM 材料に関して、十分な知

識及び技能を有する歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

- 3) 変形、破損、腐食等があるものは使用しないこと。
- 4) 本ミリングバーの加工、改造は行わないこと。
- 5) 本ミリングバーの使用中に異常な振動や音を感じた際は、直ちに使用を中止すること。
- 6) 本ミリングバーは刃物であるため、取扱には充分注意すること。
- 7) 加工物の面相度が荒れたり、チッピング等が発生する場合は、新品に交換すること。
- 8) 複数の種類の材料を加工する場合は、材料毎にそれぞれ別のミリングバーを用意して使用すること。
（異なる材料の切削屑が付着すると、切削不良の原因になるおそれがあります。）
- 9) 次の行為は、本ミリングバーの破損の原因になる為行わないこと。
 - ・ 刃部を持つ。
 - ・ 刃部に衝撃を加える。
 - ・ 刃部を変形させる。

【保管方法及び有効期間等】

【保管方法及び有効期間等】

- 1) 高温・多湿の場所を避け、損傷しないようケースに入れた状態で保管すること。
- 2) 粉塵や化学製品を避け、清潔な場所に保管すること。
- 3) 錆やもらい錆を防ぐため、錆が出ている器具と一緒にしないこと。
- 4) 歯科医療従事者以外が触れないように、適切に保管管理すること。

【保守・点検に係る事項】

- 1) 金属製のブラシで清掃しないこと。
- 2) 水分を含んだ布等で清掃しないこと。
- 3) 工業用工具に用いられるオイル等は、加工する歯科用修復物に付着する恐れがある為、塗布しないこと。

【包装】

包装単位
1 本／包装

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所】

製造販売業者：株式会社オー・ケー・シー

住所：愛知県名古屋市中川区細米町 2-72

電話番号：(052)354-6078

製造業者：株式会社オー・ケー・シー

製造国：日本